

令和2年6月8日提出

今治市議会定例会（第3回）議案

今治市議会定例会（第3回）議案目次

議案番号	件名	ページ
59	令和2年度 今治市一般会計補正予算（第4号）	別冊
60	令和2年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
61	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
62	今治市市税条例の一部を改正する条例制定について	7
63	今治市手数料条例の一部を改正する条例制定について	15
64	今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	19
	を定める条例の一部を改正する条例制定について	
65	今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一	25
	部を改正する条例制定について	
66	今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	31
67	今治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	35
68	今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	39
69	今治市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例制定について	45
70	今治市レンタサイクル条例の一部を改正する条例制定について	51
71	今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について	57
72	今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制	63

	定について	
73	今治市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	67
74	今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例制定について	75
75	今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	79
76	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事の委託について	89
77	財産の取得について（高規格救急自動車）	91
78	今治市辺地総合整備計画の策定について	95
79	今治市過疎地域自立促進計画の変更について	103
80	市営土地改良事業の施行について（高山地区）	107
81	市営土地改良事業の施行について（大西 九王地区）	111
82	市営土地改良事業の施行について（菊間 池原地区、種地区、浜地区、松尾地区）	115
83	市道の認定について	119
84	専決処分について	127
	・今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について	129
	・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	191

	・令和2年度 今治市一般会計補正予算（第1号）	199
	・令和2年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	213
	・今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	227
	・令和2年度 今治市一般会計補正予算（第2号）	235
	・令和2年度 今治市一般会計補正予算（第3号）	251

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

- 1 新型コロナウイルス感染症対応手当を創設しようとするもの。
- 2 防疫等作業手当の対象となる職員の範囲を拡大しようとするもの。

「参 考」

今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧												
附 則	附 則												
(<u>新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員の特殊勤務手当の特例</u>)													
19 <u>別表第5の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を新型コロナウイルス感染症対応手当として支給する。この場合において、当該手当を支給するときは、その対象となった業務に対し発生する防疫等作業手当及び出動手当は、支給しない。</u>													
(1) <u>次号に掲げる作業以外の作業 1日につき3,000円</u>													
(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業 1日につき4,000円</u>													
別表第5（第26条関係）	別表第5（第26条関係）												
1 特殊勤務手当表	1 特殊勤務手当表												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種類</th> <th style="width: 33%;">支給額</th> <th style="width: 33%;">職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	支給額	職員の範囲				<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種類</th> <th style="width: 33%;">支給額</th> <th style="width: 33%;">職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	支給額	職員の範囲			
種類	支給額	職員の範囲											
種類	支給額	職員の範囲											

1 滞 納整理 業務手 当	1日 200円	税等外勤して滞 納金の徴収及び 納入の督促に従 事する職員
	1件 500円	税等の搬出等業 務(交付要求等書 類手続業務を除 く。)に従事する 職員
2 防 疫等作 業手当	1日 300円	<u>感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律(平成 10年法律第114 号)第6条第2項 から第5項まで 並びに第7項及 び第8項に規定 する感染症の防 疫作業に従事し た職員</u>
	1日 300円	樹木等の消毒作 業に従事した職 員

1 滞 納整理 業務手 当	1日 200円	税等外勤して滞 納金の徴収及び 納入の督促に従 事する職員
	1件 500円	税等の搬出等業 務(交付要求等書 類手続業務を除 く。)に従事する 職員
2 防 疫等作 業手当	1件 300円	<u>1類、2類及び3 類感染症の防疫 作業に従事した 職員</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____
	1日 300円	樹木等の消毒作 業に従事した職 員

今治市市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市市税条例の一部を改正する条例

第1条 今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

25 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 今治市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第25項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行す

る。

「参 考」

第1条の規定による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 (読替規定)	附 則 (読替規定)
<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～24 略</p> <p><u>25 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～24 略</p> <p>_____</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

2 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収
猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条
第3項において準用する法第15条の2第8
項に規定する条例で定める期間について準
用する。

2 略

今治市手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

通知カード再交付手数料を廃止しようとするもの。

今治市手数料条例の一部を改正する条例

今治市手数料条例（平成17年今治市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第42号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) ~ (11) 略</p> <hr/> <p>(12) ~ (41) 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) ~ (11) 略</p> <p>(12) <u>通知カード再交付手数料</u> <u>1件につき</u> <u>500円</u></p> <p>(13) ~ (42) 略</p>

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」を「前項（第2号に係る部分に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

（1）～（2） 略

6～9 略

に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

（1）～（2） 略

6～9 略

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項の場合において」を「前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において」に改める。

第23条第2項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

第37条第4号中「勤務に従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

者として適切に確保しなければならない。

(1) ~ (2) 略

(職員)

第23条 略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 略

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) ~ (3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

者として適切に確保しなければならない。

(1) ~ (2) 略

(職員)

第23条 略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 略

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) ~ (3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____

_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

国民健康保険税の減免を遡及して適用できるようにしようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「次に掲げる事項を記載した申請書を減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない」を「、申請を行わなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第27条第2項中各号を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 年度、納期の別及び税額

(2) 減免を受けようとする事由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第27条の規定は、令和2年2月1日以後に納期が到来する国民健康保険税について適用し、同日前に納期が到来する国民健康保険税については、なお従前の例による。

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(保険税の減免)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、<u>申請を行わなければならない</u></p> <p>_____。</p> <p>_____。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) <u>年度、納期の別及び税額</u></p> <p>(2) <u>減免を受けようとする事由</u></p> <p>4 略</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに<u>次に掲げる事項を記載した申請書を減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>年度、納期の別及び税額</u></p> <p>(2) <u>減免を受けようとする事由</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 略</p>

今治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

本市の事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付を加えようとするもの。

今治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

今治市後期高齢者医療に関する条例（平成20年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条から第7条までの傷病手当金の支給に係る申請書の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市後期高齢者医療に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、法第104条に規定する保険料 (以下「保険料」という。)の徴収並びに政 令第2条並びに高齢者の医療の確保に関す る法律施行規則(平成19年厚生労働省令第1 29号)第6条及び第7条に規定する事務のほ か、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第5条から第7条 までの傷病手当金の支給に係る申請書の 受付</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>	<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、法第104条に規定する保険料 (以下「保険料」という。)の徴収並びに政 令第2条並びに高齢者の医療の確保に関す る法律施行規則(平成19年厚生労働省令第1 29号)第6条及び第7条に規定する事務のほ か、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(8) 略</u></p>

今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

- 1 令和2年度の減額賦課に係る介護保険料率を定めようとするもの。
- 2 保険料の徴収猶予の期間を延長しようとするもの。
- 3 保険料の減免を遡及して適用できるようにしようとするもの。

今治市介護保険条例の一部を改正する条例

今治市介護保険条例（平成17年今治市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「令和元年度及び」を削り、「27,600円」を「22,100円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「46,000円」を「36,800円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「53,400円」を「51,600円」に改める。

第17条第1項中「6月以内の期間」を「12月以内の期間」に改める。

第18条第2項中「、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない」を「、申請を行わなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第18条第2項各号を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、令和2年度分の保険料率から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

3 改正後の第18条の規定は、令和2年2月1日以後に納期が到来する保険料について適用し、同日前に納期が到来する保険料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市介護保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____</p> <p>_____令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,100円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____</p> <p>_____令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,800円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____</p> <p>_____令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>51,600円</u>とする。</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>12月以内の期間</u>を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けよ</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,600円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>46,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>53,400円</u>とする。</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月以内の期間</u>を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けよ</p>

うとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、申請を行わなければならない

_____。
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

4 略

うとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 略

今治市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

今治駅前サイクリングターミナルの設置に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例

今治市サイクリングターミナル条例（平成17年今治市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（設置）

第2条 サイクリングターミナルを次のとおり設置する。

名称	位置
糸山サイクリングターミナル（サンライズ糸山）	今治市砂場町二丁目8番1号
今治駅前サイクリングターミナル(i.i.imabari! cycle station)	今治市北宝来町二丁目甲773番地8

（事業）

第3条 今治市サイクリングターミナル（以下「ターミナル」という。）は、サイクリングを通じてレクリエーションの振興及び国内外からの誘客の促進による賑わいの創出と交流人口の拡大に寄与するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) サイクリング及び観光に関する情報を提供すること。
- (2) サイクリスト及び観光客の利便性を高めるサービスを提供すること。
- (3) サイクリストの交流促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

2 糸山サイクリングターミナルにおいては、前項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宿泊のために施設を提供すること。
- (2) 会議、研修等のために施設を提供すること。
- (3) ターミナル利用者のために食事を提供すること。

別表中「宿泊施設等使用料」を「糸山サイクリングターミナル宿泊施設等使用料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

2 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市サイクリングターミナル指定管理者選定審議会の項中「今治市サイクリングターミナル」を「糸山サイクリングターミナル及び今治駅前サイクリングターミナル」に改める。

今治市サイクリングターミナル条例改正条項新旧対照表

新	旧						
<p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 サイクリングターミナルを次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糸山サイクリングターミナル(サンライズ糸山)</td> <td>今治市砂場町二丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>今治駅前サイクリングターミナル(i.i.imabari! cycle station)</td> <td>今治市北宝来町二丁目甲773番地8</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 今治市サイクリングターミナル(以下「ターミナル」という。)は、サイクリングを通じてレクリエーションの振興及び国内外からの誘客の促進による賑わいの創出と交流人口の拡大に寄与するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) サイクリング及び観光に関する情報を提供すること。</p> <p>(2) サイクリスト及び観光客の利便性を高めるサービスを提供すること。</p> <p>(3) サイクリストの交流促進に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業</p> <p>2 糸山サイクリングターミナルにおいては、前項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事</p>	名称	位置	糸山サイクリングターミナル(サンライズ糸山)	今治市砂場町二丁目8番1号	今治駅前サイクリングターミナル(i.i.imabari! cycle station)	今治市北宝来町二丁目甲773番地8	<p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 サイクリングターミナルを次のとおり設置する。</p> <p>名称 今治市サイクリングターミナル(サンライズ糸山)</p> <p>位置 今治市砂場町二丁目8番1号</p> <p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 今治市サイクリングターミナル(サンライズ糸山)(以下「ターミナル」という。)は、サイクリングを通じて地域間交流の促進及びレクリエーションの振興に寄与するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 宿泊のために施設を提供すること。</p> <p>(2) 会議、研修等のために施設を提供すること。</p> <p>(3) ターミナル利用者のために食事を提供すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業</p>
名称	位置						
糸山サイクリングターミナル(サンライズ糸山)	今治市砂場町二丁目8番1号						
今治駅前サイクリングターミナル(i.i.imabari! cycle station)	今治市北宝来町二丁目甲773番地8						

業を行う。

- (1) 宿泊のために施設を提供すること。
- (2) 会議、研修等のために施設を提供すること。
- (3) ターミナル利用者のために食事を提供すること。

別表（第15条関係）

糸山サイクリングターミナル宿泊施設等
使用料

- (1) 宿泊使用 略
- (2) 一時使用 略

別表（第15条関係）

宿泊施設等使用料

- (1) 宿泊使用 略
- (2) 一時使用 略

今治市レンタサイクル条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

今治駅前サイクリングターミナルの設置に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市レンタサイクル条例の一部を改正する条例

今治市レンタサイクル条例（平成17年今治市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市中央レンタサイクルターミナルの項中「今治市サイクリングターミナル」を「糸山サイクリングターミナル」に改め、同項の次に次のように加える。

今治市今治駅前レンタサイクルターミナル	今治駅前ターミナル	今治市北宝来町二丁目甲773番地8
---------------------	-----------	-------------------

別表第2 備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第3 中央ターミナルの部中央ターミナルの項の次に次のように加える。

今治駅前ターミナル

別表第3 中央ターミナルの部の次に次のように加える。

今治駅前ターミナル	今治駅前ターミナル
	中央ターミナル
	みなと交流センターターミナル

別表第3 みなと交流センターターミナルの部に次のように加える。

今治駅前ターミナル

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

「参 考」

今治市レンタサイクル条例改正条項新旧対照表

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
施設の名称	略称	位置	施設の名称	略称	位置
今治市中央 レンタサイ クルターミ ナル	中央ター ミナル	今治市砂場町二 丁目8番1号（糸 山サイクリング ターミナル（サ ンライズ糸山） 内）	今治市中央 レンタサイ クルターミ ナル	中央ター ミナル	今治市砂場町二 丁目8番1号（今 治市サイクリン グターミナル（サ ンライズ糸山） 内）
今治市今治 駅前レンタ サイクルター ミナル	今治駅前 ターミナ ル	今治市北宝来町 二丁目甲773番地 8			
今治市みな と交流セン ターレンタ サイクルター ミナル	みなと交 流センタ ーターミ ナル	今治市片原町一 丁目100番地3 （みなと交流セ ンター内）	今治市みな と交流セン ターレンタ サイクルター ミナル	みなと交 流センタ ーターミ ナル	今治市片原町一 丁目100番地3 （みなと交流セ ンター内）
別表第2（第7条関係） レンタサイクル使用料 表 略 備考 1 略			別表第2（第7条関係） レンタサイクル使用料 表 略 備考 1 略 2 <u>貸出しを受けた日の翌日の午前中に返還 されたときは、1日として計算する。</u>		
2～3 略			3～4 略		
別表第3（第7条関係）			別表第3（第7条関係）		

レンタサイクルの返還施設

貸出施設	返還施設
中央ターミナル	中央ターミナル
	今治駅前ターミナル
	みなと交流センターターミナル
今治駅前ターミナル	今治駅前ターミナル
	中央ターミナル
	みなと交流センターターミナル
みなと交流センターターミナル	みなと交流センターターミナル
	中央ターミナル
	今治駅前ターミナル

--	--

レンタサイクルの返還施設

貸出施設	返還施設
中央ターミナル	中央ターミナル

	みなと交流センターターミナル
_____	_____
_____	_____

みなと交流センターターミナル	みなと交流センターターミナル
	中央ターミナル

--	--

今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

太ノ原農業集落排水処理施設、山越農業集落排水処理施設、野々瀬農業集落排水処理施設、清水地域し尿処理施設、緑ヶ丘団地コミュニティ・プラント及び北浦東農業集落排水処理施設を廃止しようとするもの。

今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例

今治市小規模下水道条例（平成17年今治市条例第254号）の一部を次のように改正する。

別表第1 太ノ原地区、山越地区、野々瀬地区、清水地区、緑ヶ丘地区及び北浦東地区の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に使用している北浦東農業集落排水処理施設に排除した下水（この条例の施行の日の前日までにその量が算定されないものに限る。）については、今治市特定環境保全公共下水道条例（平成17年今治市条例第253号）の規定に基づき特定環境保全公共下水道に排除したものとみなし、同条例の規定を適用する。

「参 考」

今治市小規模下水道条例改正条項新旧対照表

新

別表第1（第2条関係）

地区	名称	主たる施設の位置	処理区域
古谷地区	古谷農業集落排水 処理施設	今治市古谷甲1034番地2	今治市古谷の地域で市長が告示 する区域

旧

別表第1（第2条関係）

地区	名称	主たる施設の位置	処理区域
太ノ原地区	太ノ原農業集落排水処理施設	今治市朝倉北甲728番地1	今治市朝倉上及び朝倉北の地域で市長が告示する区域
古谷地区	古谷農業集落排水処理施設	今治市古谷甲1034番地2	今治市古谷の地域で市長が告示する区域
山越地区	山越農業集落排水処理施設	今治市朝倉上甲2635番地2	今治市朝倉上の地域で市長が告示する区域
野々瀬地区	野々瀬農業集落排水処理施設	今治市朝倉北甲512番地1	今治市朝倉北及び朝倉南の地域で市長が告示する区域
清水地区	清水地域し尿処理施設	今治市朝倉上甲2508番地2	今治市朝倉上の地域で市長が告示する区域
緑ヶ丘地区	緑ヶ丘団地コミュニティ・プラント	今治市朝倉北甲633番地56	今治市朝倉北の地域で市長が告示する区域
北浦東地区	北浦東農業集落排水処理施設	今治市伯方町木浦甲4427番地4	今治市伯方町北浦及び木浦の地域で市長が告示する区域

今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

北浦東農業集落排水処理施設の廃止に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年今治市条例第252号）の一部を次のように改正する。

別表木浦・有津負担区の項中「木浦・有津負担区」を「伯方負担区」に改める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

「参 考」

今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
負担区 の名称	負（分）担金額	受益者	納付 期間	負担区 の名称	負（分）担金額	受益者	納付 期間
吉海負担 区	100,000円／戸	家屋所有 者	一括	吉海負担 区	100,000円／戸	家屋所有 者	一括
伯方負担 区	60,000円／戸	家屋所有 者	一括	木浦・有 津負担区	60,000円／戸	家屋所有 者	一括
井口負担 区	60,000円／戸	家屋所有 者	一括	井口負担 区	60,000円／戸	家屋所有 者	一括
宮浦負担 区	60,000円／戸	家屋所有 者	一括	宮浦負担 区	60,000円／戸	家屋所有 者	一括

今治市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

北浦東農業集落排水処理施設の廃止に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

今治市特定環境保全公共下水道条例（平成17年今治市条例第253号）の一部を次のように改正する。

別表第1 木浦・有津地区の項中「木浦・有津地区」を「伯方地区」に、「木浦・有津特定環境保全公共下水道」を「伯方特定環境保全公共下水道」に、「今治市伯方町木浦及び有津の地域で」を「今治市伯方町北浦、木浦及び有津の地域で」に改める。

別表第2 中 「

吉海地区
木浦・有津地区
井口地区
宮浦地区

」を 「

吉海地区
伯方地区
井口地区
宮浦地区

」に改める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

「参 考」

今治市特定環境保全公共下水道条例改正条項新旧対照表

新

別表第1（第2条関係）

地区	名称	主たる施設の位置	処理区域
塔ヶ谷地区	塔ヶ谷特定環境保全公共下水道	今治市湯ノ浦19番地	今治市湯ノ浦の地域で市長が告示する区域
吉海地区	吉海特定環境保全公共下水道	今治市吉海町福田1972番地	今治市吉海町八幡、幸新田、本庄、福田、仁江、名、泊の地域で市長が告示する区域
伯方地区	伯方特定環境保全公共下水道	今治市伯方町木浦246番地1	今治市伯方町北浦、木浦及び有津の地域で市長が告示する区域
井口地区	井口特定環境保全公共下水道	今治市上浦町井口1036番地	今治市上浦町井口の地域で市長が告示する区域
宮浦地区	宮浦特定環境保全公共下水道	今治市大三島町宮浦5788番地	今治市大三島町明日、宮浦、台の地域で市長が告示する区域

旧

別表第1（第2条関係）

地区	名称	主たる施設の位置	処理区域
塔ヶ谷地区	塔ヶ谷特定環境保全公共下水道	今治市湯ノ浦19番地	今治市湯ノ浦の地域で市長が告示する区域
吉海地区	吉海特定環境保全公共下水道	今治市吉海町福田1972番地	今治市吉海町八幡、幸新田、本庄、福田、仁江、名、泊の地域で市長が告示する区域
木浦・有津地区	木浦・有津特定環境保全公共下水道	今治市伯方町木浦246番地1	今治市伯方町木浦及び有津の地域で市長が告示する区域
井口地区	井口特定環境保全公共下水道	今治市上浦町井口1036番地	今治市上浦町井口の地域で市長が告示する区域
宮浦地区	宮浦特定環境保全公共下水道	今治市大三島町宮浦5788番地	今治市大三島町明日、宮浦、台の地域で市長が告示する区域

新

別表第2（第5条関係）

地区	区分	使用料（1月につき）			
		基本水量	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）	
吉海地区 伯方地区 —— 井口地区 宮浦地区	一般用	10立方メートル	1,152円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	164円
				20立方メートルを超え30立方メートルまで	201円
				30立方メートルを超え50立方メートルまで	221円
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	230円
				100立方メートルを超え200立方メートルまで	243円
				200立方メートルを超えるもの	254円
				湯屋用	200立方メートル
	700立方メートルを超えるもの	37円			

旧

別表第2（第5条関係）

地区	区分	使用料（1月につき）			
		基本水量	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）	
吉海地区 木浦・有 津地区 井口地区 宮浦地区	一般用	10立方メートル	1,152円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	164円
				20立方メートルを超え30立方メートルまで	201円
				30立方メートルを超え50立方メートルまで	221円
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	230円
				100立方メートルを超え200立方メートルまで	243円
				200立方メートルを超えるもの	254円
	湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え700立方メートルまで	33円
				700立方メートルを超えるもの	37円

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

太ノ原負担区、山越負担区、野々瀬負担区及び北浦東負担区を廃止しようとするもの。

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例（平成17年今治市条例第255号）の一部を次のように改正する。

別表太ノ原負担区、山越負担区、野々瀬負担区及び北浦東負担区の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに生じた原因に係る太ノ原負担区、山越負担区、野々瀬負担区及び北浦東負担区の受益者が負担する分担金については、この条例の規定による改正前の今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

「参 考」

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
負担区の名 称	負（分） 担金額	受益者	納付 期間	負担区の名 称	負（分） 担金額	受益者	納付 期間
_____	_____	_____	_____	<u>太ノ原負</u>	<u>150,000</u>	<u>家屋所有者</u>	<u>一括</u>
				<u>担区</u>	<u>円/戸</u>		
古谷負担 区	150,000 円/戸	家屋所有者	一括	古谷負担 区	150,000 円/戸	家屋所有者	一括
_____	_____	_____	_____	<u>山越負担</u>	<u>150,000</u>	<u>家屋所有者</u>	<u>一括</u>
_____	_____	_____	_____	<u>区</u>	<u>円/戸</u>		
_____	_____	_____	_____	<u>野々瀬負</u>	<u>150,000</u>	<u>家屋所有者</u>	<u>一括</u>
_____	_____	_____	_____	<u>担区</u>	<u>円/戸</u>		
_____	_____	_____	_____				
_____	_____	_____	_____	<u>北浦東負</u>	<u>60,000</u>	<u>家屋所有者</u>	<u>一括</u>
_____	_____	_____	_____	<u>担区</u>	<u>円/戸</u>		
_____	_____	_____	_____				
_____	_____	_____	_____				

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

今治市消防団員等公務災害補償条例（平成17年今治市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた今治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

今治市消防団員等公務災害補償条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「<u>事故発生日</u>」<u>という。</u>)において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「<u>消防作業従事者等</u>」<u>という。</u>)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日に_____において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「<u>消防作業従事者等</u>」<u>という。</u>)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額</p>

が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日

_____に

において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

4 略

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 略

2～4 略

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計

が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因

である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日に

において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

4 略

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 略

2～4 略

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計

額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が生給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が生給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 略

2～6 略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

第4条 略

2～6 略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,400</u>	円 <u>13,300</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	<u>10,600</u>	<u>11,500</u>	<u>12,400</u>

部長、班 長及び 団員	8,900	9,790	10,670
-------------------	-------	-------	--------

備考

1 事故発生日

_____に、当該事故
又は疾病が発生したことにより特に上位の
階級に任命された消防団員の階級は、当該事
故又は疾病が発生した日の前日においてそ
の者が属していた階級による。

2 略

部長、班 長及び 団員	8,800	9,700	10,600
-------------------	-------	-------	--------

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発
生した日又は診断によって死亡の原因であ
る疾病の発生が確定した日若しくは診断に
よって疾病の発生が確定した日に、当該事故
又は疾病が発生したことにより特に上位の
階級に任命された消防団員の階級は、当該事
故又は疾病が発生した日の前日においてそ
の者が属していた階級による。

2 略

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター
東予事業所解体撤去工事の委託について

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事を、次のとおり委託する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 委託の目的 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事

2 委託の方法 随意契約

3 委託金額、委託の相手方及び完成期限

区 分	委託金額	委託の相手方	完成期限
一般財団法人 愛媛県廃棄物 処理センター 東予事業所解 体撤去工事	円 419,580,000	松山市一番町四丁目4番地2 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 理事長 服 部 正	令和4年3月31日

4 仮契約締結年月日 令和2年4月1日

「参 考」

1 委託概要

解体撤去工事 一式

工事設計その他付随する業務 一式

財産の取得について（高規格救急自動車）

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 品名、規格及び数量 高規格救急自動車（2,500ccクラス、ガソリン車、4WD、オートマチック仕様、高度救命処置用資機材含む。） 1台

2 購入の目的 西消防署に配備の高規格救急自動車の更新

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
高規格救急自動車	指名競争入札	円 28,578,000	今治市土橋町一丁目5番20号 愛媛トヨタ自動車株式会社 今治店 店長 重 松 晃 輔

「参 考」

高規格救急自動車入札結果

業 者 名	入 札 金 額
愛媛トヨタ自動車(株)	28,578,000 円
愛媛日産自動車(株)	29,040,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

今治市辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により、今治市辺地総合整備計画を定めることについて議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

今治市辺地総合整備計画

(令和2年度～6年度)

愛媛県今治市

総合整備計画書

愛媛県今治市 松尾辺地

(辺地の人口 85人 面積 2.7k㎡)

(参考 辺地の世帯数 43世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾
- (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町松尾56番地1
- (3) 辺地度点数 102点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

松尾地域は、菊間町中心部から南東へ3kmのところのところに位置し、民家は山あい集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあっては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。

県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。

本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。

本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
県営一般農道 (歌仙地区) 2期	愛媛県		49,000	36,750	12,250	12,200
県営一般農道 (歌仙地区) 3期	愛媛県		910,000	682,500	227,500	227,500
歌仙仙高農道	今治市		65,000	35,750	29,250	29,100
合 計			1,024,000	755,000	269,000	268,800

総合整備計画書

愛媛県今治市 田之尻辺地
 (辺地の人口 139人 面積 1.7k㎡)
 (参考 辺地の世帯数 68世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町田之尻
- (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町田之尻 737番地
- (3) 辺地度点数 109点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

田之尻地域は、菊間町中心部から南西へ約3kmのところ¹に位置し、民家は山あい²に集中し、主な産業は第1次産業（農業）である。

漁船漁具保全施設は、平成8年に建設し、船揚げのために使用している施設と平成元年に設置し、船の乗降のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、前者はレールが老朽化により腐食³して、船揚作業時に船台の脱輪の危険性がある。また、後者は浮棧橋の支柱等が腐食⁴して、いつ壊れてもおかしくない状況であり、漁業者が海に落ちる危険性もあるなど、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船漁具保 全施設	愛媛県漁協 菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100
合	計	2,606	1,422	1,184	1,100

総合整備計画書

愛媛県今治市 口総辺地
 (辺地の人口 214人 面積 3.5k㎡)
 (参考 辺地の世帯数 126世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町口総
- (2) 地域を中心の位置 今治市大三島町口総 3882番地
- (3) 辺地度数 130点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

口総地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。

大三島緑の村運動広場は平成16年に建設し、スポーツ振興のために使用している施設である。改修を計画しているネットやワイヤーは、経年劣化が著しく、令和元年に台風によってネットを下げたが、劣化により再び引き上げることが出来なかった。応急的に修繕を実施したが、昨今の台風等の災害状況を考慮すると、現状では安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び防災対策の向上を図る。施設が整備されることで、利用者の増加につながり、地域経済の活性化が期待される。

漁船漁具保全施設は、平成7年に建設し、漁具等の保管のために使用している施設である。耐用年数を超過していることもあって、経年劣化が著しく、強風の影響もあいまって施設の扉が破損している。このままでは施設内の漁具等の劣化が進み、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。また、施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。

共同集出荷施設は、平成11年に建設し、魚類の集出荷場として使用している施設である。耐用年数を超過していることもあって、経年劣化が著しく、扉には穴が空いていて開閉作業にも支障をきたしている。また、漁業者から買取った魚を出荷するまで保管しているため、このままでは施設の防犯対策に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで耐久性の向上及び防犯対策を図り、地域住民の生活環境向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内容		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
大三島緑の 村運動広場	今治市		17,000	0	17,000	17,000
漁船漁具保 全施設	愛媛県漁協 大三島支所		813	444	369	300
共同集出荷 施設	愛媛県漁協 大三島支所		1,183	646	537	500
合	計		18,996	1,090	17,906	17,800

総合整備計画書

愛媛県今治市 宗方辺地
 (辺地の人口 305人 面積 4.3k㎡)
 (参考 辺地の世帯数 191世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町宗方
- (2) 地域の中心の位置 今治市大三島町宗方 3362番地
- (3) 辺地度数 179点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

宗方地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。

今回、整備を計画している休養施設は、地域住民及び観光客等が快適に利用するための施設である。イナズミ公園には以前展望台があったが老朽化のため取り壊した。そのため、住民を含めた利用者から展望台に代わる休憩所等の設置を求める声があり、公園の利用率向上のため、休養施設を設置することとなった。

施設が整備されることで、利用者の増加及び利用者と地域住民との交流の機会創出につながり、地域経済の活性化および地域住民の生活向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内容		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
大三島イナズミ公園休養施設	今治市		3,960	0	3,960	3,900
合計			3,960	0	3,960	3,900

総合整備計画書

愛媛県今治市 大下辺地
 (辺地の人口 66人 面積 1.52k㎡)
 (参考 辺地の世帯数 44世帯)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 関前大下 |
| (2) 地域の中心の位置 | 今治市関前大下甲 1750番地 |
| (3) 辺地度数 | 195点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。

大下港浮棧橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留のために使用している施設である。耐用年数を超過していることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。

大下浄水場浄水施設は、平成 10 年に建設し、海岸井戸を水源としている大下島において、海水淡水化による浄水を行なっている施設である。更新時期を迎えているが、海水を利用したの浄水は施設の劣化が激しく、維持管理費も高額であるなど課題を抱えており、このままでは市の財政を圧迫するとともに、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。

現在の海水淡水化による浄水方法をとりやめ、通常は淡水井戸を水源として浄水し、お盆や年末年始等使用水量が増え、水が不足した場合は購入水で対応する方式へ変更する。施設が整備されることで、島民のライフライン確保につながり、島民の生活環境の向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
大下港浮棧橋	今治市		79,800	53,200	26,600	26,600
大下浄水場 浄水施設	今治市		144,854	108,627	36,227	36,000
合計			224,654	161,827	62,827	62,600

今治市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、今治市過疎地域自立促進計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

過疎地域自立促進特別措置法（抜すい）

（過疎地域自立促進市町村計画）

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

7 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

今治市過疎地域自立促進計画の変更について

今治市過疎地域自立促進計画の一部を次のように改正する。

第2. 産業の振興 2. 事業計画（平成28年度～32年度）の表中「32年度」を「令和2年度」に、

「

(3) 経営近代化施設 水産業	給油施設設置工事事業(吉海)	津倉漁協	
	給油施設 一式		

を

」

「

(3) 経営近代化施設 農業 水産業	高品質果実出荷体制緊急整備事業(しまなみ共選場の整備)	越智今治農協	
	給油施設設置工事事業(吉海)	津倉漁協	

」

に改める。

第7. 教育の振興 2. 事業計画（平成28年度～令和2年度）の表中

「

(1) 学校教育関連施設 給食施設	大島調理場改修事業(吉海)	今治市	
----------------------	---------------	-----	--

を

」

「

(1) 学校教育関連施設 校舎 給食施設	普通教室への空調機設置	今治市	
	大島調理場改修事業(吉海)	今治市	

」

に改める。

「参 考」

今治市過疎地域自立促進計画（変更）概要

変 更 後					変 更 前				
第2. 産業の振興 2. 事業計画（平成28年度～令和2年度）					第2. 産業の振興 2. 事業計画（平成28年度～32年度）				
自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(3) 経営近代化施設 農業	高品質果実出荷体制緊急整備事業(しまなみ共選場の整備)	越智今治農協		1 産業の振興	(3) 経営近代化施設			
	水産業	給油施設設置工事事業(吉海) 給油施設一式	津倉漁協			水産業	給油施設設置工事事業(吉海) 給油施設一式	津倉漁協	
第7. 教育の振興 2. 事業計画（平成28年度～令和2年度）					第7. 教育の振興 2. 事業計画（平成28年度～令和2年度）				
自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	普通教室への空調機設置	今治市		6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	給食施設	大島調理場改修事業(吉海)	今治市			給食施設	大島調理場改修事業(吉海)	今治市	

市営土地改良事業の施行について（高山地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

記

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | ため池整備事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 高山地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和2年度～令和4年度 |
| 4 | 工 種 | ため池 |
| 5 | 概算事業費 | 105,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

ため池整備事業（高山地区）

工事概要

ため池 1箇所（堤体工）

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業の施行について（大西 九王地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

記

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 九王地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和2年度 |
| 4 | 工 種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費 | 11,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県単独補助土地改良事業（大西 九王地区）

工 事 概 要 鋼製スライドゲート 1基

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業の施行について（菊間 池原地区、種地区、浜地区、松尾地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 池原地区、種地区、浜地区、松尾地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和2年度～令和4年度 |
| 4 | 工 種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費 | 13,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県单独補助土地改良事業（菊間 池原地区、種地区、浜地区、松尾地区）

工 事 概 要 電磁流量計 N = 16基

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2-546	石橋町9号線	今治市石橋町二丁目	
		今治市石橋町二丁目	
2-547	郷新屋敷町5号線	今治市郷新屋敷町四丁目	
		今治市郷新屋敷町四丁目	
3-511	馬越水穂線	今治市馬越町二丁目	
		今治市馬越町二丁目	
3-512	延喜鳥ノ上1号線	今治市延喜	
		今治市延喜	
3-513	畑井田大谷線	今治市延喜	
		今治市野間	
4-401	石井町2号線	今治市石井町二丁目	
		今治市石井町二丁目	

「参 照」

道路法（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「参 考」

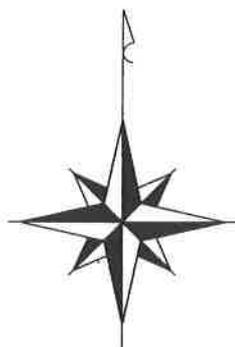
市道認定路線一覧表

整理番号 (図面対照番号)	路 線 名	起 点	敷地の幅員		延長
		終 点	現況	計画	
2-546	石橋町9号線	今治市石橋町二丁目82番10先	m 4.7	m	m 50.9
		今治市石橋町二丁目82番14先			
2-547	郷新屋敷町5号線	今治市郷新屋敷町四丁目314番30先	4.3 ~6.3		65.9
		今治市郷新屋敷町四丁目317番1先			
3-511	馬越水穂線	今治市馬越町二丁目甲364番26先	5.3		47.4
		今治市馬越町二丁目甲364番23先			
3-512	延喜鳥ノ上1号線	今治市延喜字鳥ノ上甲374番4先	4.3 ~6.0		122.4
		今治市延喜字鳥ノ上甲374番12先			
3-513	畑井田大谷線	今治市延喜甲342番1先		6.0	198.5
		今治市野間乙22番1先			
4-401	石井町2号線	今治市石井町二丁目329番7先	5.3 ~6.3		62.2
		今治市石井町二丁目329番9先			

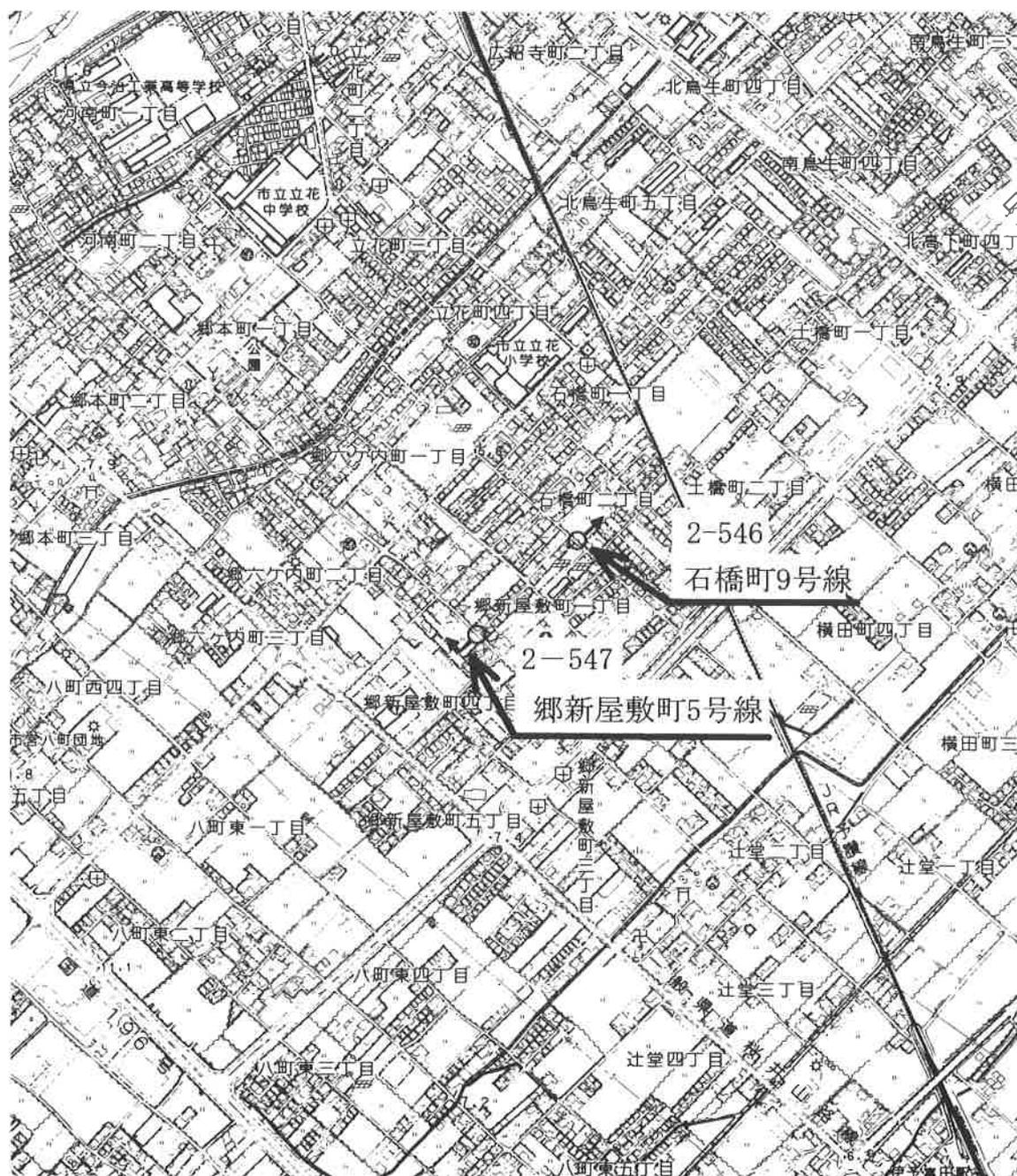
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000

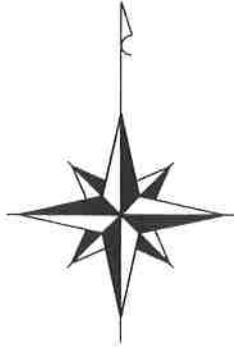


- 認定路線
- 起点
- ➔ 終点



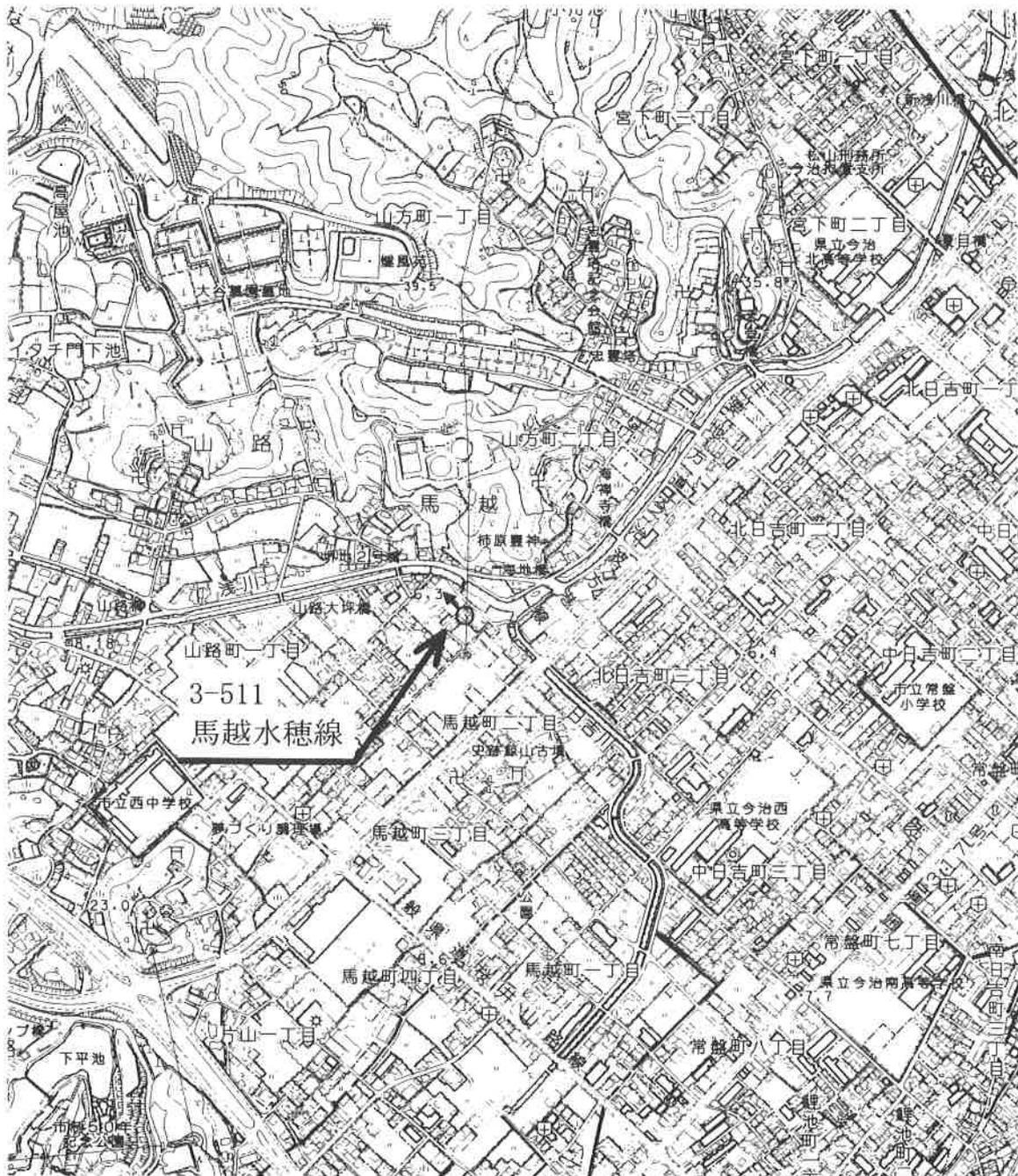
【参考】

市道認定路線箇所図



縮尺 1 : 10000

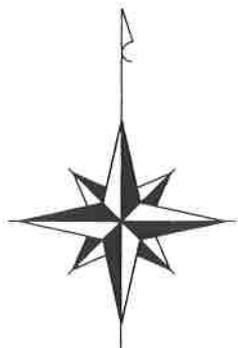
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



- 認定路線
- 起点
- 終点



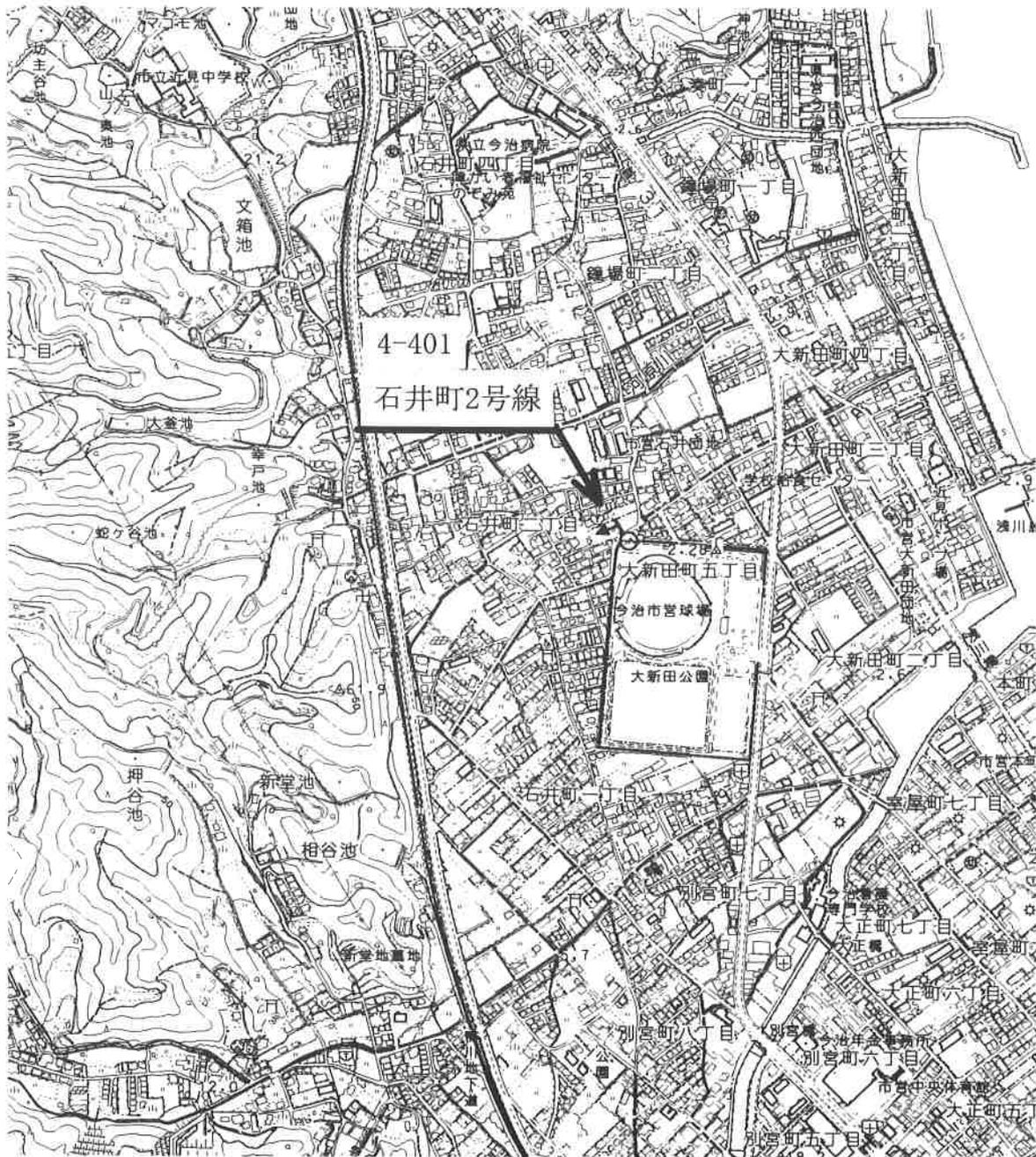
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



- 認定路線
- 起点
- 終点



専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

今治市長 菅 良 二

記

- ・今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について
- ・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- ・令和2年度 今治市一般会計補正予算（第1号）
- ・令和2年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- ・令和2年度 今治市一般会計補正予算（第2号）
- ・令和2年度 今治市一般会計補正予算（第3号）

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市市税条例等の一部を改正する条例

(今治市市税条例の一部改正)

第1条 今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条中第7項を第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、省令第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下

この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第17項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号ハ」

を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の4第2項中「平成31年度分及び平成32年度分」を「令和元年度分及び令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第5項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第16条第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改め、同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改め、同条第4項中「平成32年3月31日」

を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 今治市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、

「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「法第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項、第5項及び第6項を削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

（今治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 今治市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年今治市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、今治市市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平

成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中今治市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中今治市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中今治市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和

3年10月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中今治市市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の今治市市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である今治市市税条例第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「4号施行日」と

いう。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(今治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 今治市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年今治市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(今治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 今治市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年今治市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(今治市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 今治市市税条例の一部を改正する条例(平成29年今治市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(今治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 今治市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年今治市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平

成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

「参 考」

第 1 条の規定による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親 （これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金</p>	<p style="text-align: center;">(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 （これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金</p>

額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(省令第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)

額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(省令第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)

については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族
申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶
養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者_____(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で

については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族
等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に
該当する場合には、その旨

(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶
養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で

市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～9 略

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条

市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～9 略

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条

第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければな

第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

らない。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより 仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には 、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可のある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて 仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によつて 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可のある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている 者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、

それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場

それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場

合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 略

（固定資産税の課税標準）

第61条 略

2～8 略

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす

7 略

（固定資産税の課税標準）

第61条 略

2～8 略

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 略

(たばこ税の課税標準)

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって
_____申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

表 略

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 略

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。 _____

表 略

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ _____ の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 略

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、省令第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に省令第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 略

（たばこ税の申告納付の手続）

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した省令第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を省令第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1

2 前項

_____の規定は、卸売販売業者等が市長に省令第16条の2の3 _____に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 略

（たばこ税の申告納付の手続）

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した省令第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を省令第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1

項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

2～5 略

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項におい

項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

2～5 略

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に _____ 租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合 _____)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条におい

て同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年

_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年_____における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規

て同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年

(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中_____

_____においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と_____する。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規

定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」

定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」

と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載

と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載

があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 3 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第28項第2号に規定する市

があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 4 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第31項第2号に規定する市

町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

14 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第30項第3号ハに規定する

町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する

設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

20 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 略

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 略

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3～4 略

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の

設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

24 略

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 略

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3～4 略

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の

2 第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100

2 第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100

分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等

分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附

則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条か

則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条か

ら第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附

ら第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附

則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自

則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自

法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度

法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 略

- 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度ま

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 略

- 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度ま

での各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3～4 略

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

での各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3～4 略

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

第2条の規定による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____は、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>

(1) ~ (3) 略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項_____、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管

(1) ~ (3) 略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項_____の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管

理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号_____において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割りの税率）

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の2</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下こ	年額 60,000 円

理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業_____を
_____を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割りの税率）

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下こ	年額 60,000 円

の表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

の表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号

の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

(法人の市民税の申告納付)

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を省令第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を省令第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項

及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して省令第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規

及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して省令第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規

定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である

定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である

場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 略

場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）

（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 略

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出す

法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出す

ることについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 略

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項

ることについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 略

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する

_____の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項_____の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた

場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた

場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと_____

_____による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に

場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に

限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 略

2～3 略

限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 略

2～3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（たばこ税の課税標準）

（たばこ税の課税標準）

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

表 略

3～10 略

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年中における特例基準割合とする。

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

表 略

3～10 略

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年中における特例基準割合とする。

「参 考」

第3条の規定による今治市市税条例等の一部を改正する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>第3条 今治市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <hr/> <p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>第3条 今治市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

(1) 第1条中今治市市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 令和元年6月1日

(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 令和元年10月1日

(3) 第2条中今治市市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定、第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(4) 削除

(5) 第3条 _____
_____及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の今治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和

(1) 第1条中今治市市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中今治市市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定、第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

(4) 第3条中今治市市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の今治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成

元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）

4 略

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個

31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）

4 略

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個

人の市民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき今治市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第7号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 削除

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

人の市民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき今治市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第7号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「16万円」を「17万円」に改める。

第26条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

第26条の2第1項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附則第6項及び第7項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第6項及び第7項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超え</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超え</p>

る場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た

る場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た

額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略

附 則

1～5 略

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項

額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略

附 則

1～5 略

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

8～16 略

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____」又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

8～16 略

令和2年度今治市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度今治市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ273,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,873,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月23日

今治市長 菅 良 二

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項
16 県支出金	2 県補助金
19 繰 入 金	1 基金繰入金
21 諸 収 入	3 貸付金元利収入
歳 入 合 計	

歳 出

款	項
5 勞 働 費	1 勞働諸費
7 商 工 費	1 商 工 費
10 教 育 費	2 小学校費 3 中学校費
歳 出 合 計	

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
16 県支出金	5,256,700	1,600	5,258,300
2 県補助金	1,491,005	1,600	1,492,605
8 教育費県補助金	9,822	1,600	11,422
19 繰 入 金	1,382,513	101,600	1,484,113
1 基金繰入金	1,382,513	101,600	1,484,113
1 財政調整基金繰入金	300,000	101,600	401,600
21 諸 収 入	1,706,749	170,000	1,876,749
3 貸付金元利収入	756,080	170,000	926,080
2 預託金元利収入	642,000	170,000	812,000
歳 入 合 計	72,600,000	273,200	72,873,200

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 労 働 費	227,793	95,000	322,793	0	95,000
1 労働諸費	227,793	95,000	322,793	0	95,000
1 労働諸費	211,264	95,000	306,264	0	95,000
7 商 工 費	2,467,879	175,000	2,642,879	170,000	5,000
1 商 工 費	2,467,879	175,000	2,642,879	170,000	5,000
2 商工振興費	854,917	175,000	1,029,917	170,000	5,000
				(内訳) 諸収入 170,000	
10 教 育 費	5,319,343	3,200	5,322,543	1,600	1,600
2 小学校費	947,803	2,200	950,003	1,100	1,100
2 小学校教育振興費	58,467	2,200	60,667	1,100	1,100
				(内訳) 県支出金 1,100	
3 中学校費	447,596	1,000	448,596	500	500
2 中学校教育振興費	52,880	1,000	53,880	500	500
				(内訳) 県支出金 500	
歳 出 合 計	72,600,000	273,200	72,873,200	171,600	101,600

(単位 千円)

節		説	明	目	の	説	明
区	分						
18	負担金補助 及び交付金	95,000	補助金 緊急雇用維持助成金			労働対策費	95,000
18	負担金補助 及び交付金	5,000	補助金 商工会議所・商工会			中小企業金融対策費	170,000
20	貸付金	170,000	中小企業資金預託金			商工会議所・商工会助成費	5,000
19	扶助費	2,200	特別教育児童扶助 要保護・準要保護児童扶助	140 2,060		児童扶助費	2,200
19	扶助費	1,000	特別教育生徒扶助 要保護・準要保護生徒扶助	40 960		生徒扶助費	1,000

令和2年度今治市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度今治市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,266,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月23日

今治市長 菅 良 二

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

款	項
4 県支出金	1 県補助金
歳 入 合 計	

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計
13,334,022	9,000	13,343,022
13,334,022	9,000	13,343,022
18,257,000	9,000	18,266,000

歳 出

款	項
2 保険給付費	6 傷病手当給付金
歳 出 合 計	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	13,334,022	9,000	13,343,022
歳入合計	18,257,000	9,000	18,266,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	13,196,470	9,000	13,205,470
歳 出 合 計	18,257,000	9,000	18,266,000

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 保険給付費	13,196,470	9,000	13,205,470	9,000	0
6 傷病手当給付金	0	9,000	9,000	9,000	0
1 傷病手当給付金	0	9,000	9,000	9,000	0
				(内訳) 県支出金 9,000	
歳 出 合 計	18,257,000	9,000	18,266,000	9,000	0

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月23日

今治市長 菅 良 二

「理 由」

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給しようとするもの。

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険条例（平成17年今治市条例第153号）の一部を次のように改正する。

附則中第1項を第1条とし、第2項を第2条とし、第3項を第3条とし、附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第4条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第5条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けすることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

今治市国民健康保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
(施行期日)	(施行期日)
第1条 略	1 略
(経過措置)	(経過措置)
第2条 略	2 略
第3条 略	3 略
<u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u>	
<p>第4条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	
<p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨</p>	

て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第5条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少

ないときはその額と傷病手当金との差額を
支給する。ただし、同条ただし書の規定によ
り傷病手当金の一部を受けたときは、その額
を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当
該被保険者を使用する事業所の事業主から
徴収する。

令和2年度今治市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度今治市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,917,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,790,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月30日

今治市長 菅 良 二

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

款	項
15 国庫支出金	2 国庫補助金
歳入合計	

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計
6,121,272	15,917,000	22,038,272
4,779,560	15,917,000	20,696,560
72,873,200	15,917,000	88,790,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,443,229	15,917,000	25,360,229
歳入合計	72,873,200	15,917,000	88,790,200

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	6,121,272	15,917,000	22,038,272
歳出合計	72,873,200	15,917,000	88,790,200

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
15 国庫支出金	9,443,229	15,917,000	25,360,229
2 国庫補助金	1,294,965	15,917,000	17,211,965
1 総務費国庫補助金	114,810	15,917,000	16,031,810
歳 入 合 計	72,873,200	15,917,000	88,790,200

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総 務 費	6,121,272	15,917,000	22,038,272	15,917,000	0
1 総務管理費	4,779,560	15,917,000	20,696,560	15,917,000	0
12 特別定額給付金給 付費	0	15,917,000	15,917,000	15,917,000	0
				(内訳) 国庫支出金 15,917,000	
歳 出 合 計	72,873,200	15,917,000	88,790,200	15,917,000	0

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報 酬	2,955	パートタイム会計年度任用職員給 (5人)	特別定額給付金給付費
3 職員手当等	6,780	時間外勤務手当 6,720 管理職員特別勤務手当 60	15,917,000
4 共 済 費	550	社会保険料	
8 旅 費	38	費用弁償	
10 需 用 費	8,757	消耗品費 3,000 燃料費 300 印刷製本費 5,337 光熱水費 120	
11 役 務 費	69,310	通信運搬費 20,160 広告料 800 手数料 48,350	
12 委 託 料	59,368	その他委託料 9,368 警備委託料 774 人材派遣委託料 8,594 電子計算業務委託料 50,000 特別定額給付金システム委託料	
13 使用料及び 賃借料	4,842	機械器具賃借料 1,893 会場賃借料 2,817 複写機使用料 132	
18 負担金補助 及び交付金	15,764,400	補助金 特別定額給付金	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2,681	960,532	5,685,471	3,976,656	10,622,659	1,911,795	12,534,454	
補 正 前	2,676	957,577	5,685,471	3,969,876	10,612,924	1,911,245	12,524,169	
比 較	5	2,955	0	6,780	9,735	550	10,285	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補 正 後	168,536	1,282	72,970	119,967	15,030	366,857
補 正 前	168,536	1,282	72,970	119,967	15,030	360,137	640	
比 較	0	0	0	0	0	6,720	0	
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当	
補 正 後	6,651	182,232	1,348,437	764,170	592	845,972	83,320	
補 正 前	6,591	182,232	1,348,437	764,170	592	845,972	83,320	
比 較	60	0	0	0	0	0	0	

ア 会 計 年 度 任 用 職 員 以 外 の 職 員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,245	-	4,627,258	3,634,150	8,261,408	1,556,917	9,818,325	
補 正 前	1,245	-	4,627,258	3,627,370	8,254,628	1,556,917	9,811,545	
比 較	0	-	0	6,780	6,780	0	6,780	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補 正 後	168,536	1,282	72,970	95,185	12,930	316,810
補 正 前	168,536	1,282	72,970	95,185	12,930	310,090	600	
比 較	0	0	0	0	0	6,720	0	
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当	
補 正 後	6,651	182,232	1,084,900	764,170	592	843,972	83,320	
補 正 前	6,591	182,232	1,084,900	764,170	592	843,972	83,320	
比 較	60	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,436	960,532	1,058,213	342,506	2,361,251	354,878	2,716,129	
補正前	1,431	957,577	1,058,213	342,506	2,358,296	354,328	2,712,624	
比 較	5	2,955	0	0	2,955	550	3,505	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補正後	-	-	-	24,782	2,100	50,047
補正前	-	-	-	24,782	2,100	50,047	40	
比 較	-	-	-	0	0	0	0	
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補正後	-	-	263,537	-	-	2,000	-
	補正前	-	-	263,537	-	-	2,000	-
	比 較	-	-	0	-	-	0	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当	6,780	制度改正に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	6,780	職員構成の変動等に伴う増減分 6,780 時間外勤務手当 6,720 管理職員特別勤務手当 60

令和2年度今治市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度今治市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ394,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,185,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月21日

今治市長 菅 良 二

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項
15 国庫支出金	2 国庫補助金
20 繰越金	1 繰越金
21 諸収入	5 雑入
歳 入 合 計	

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
3 民生費	2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費
7 商工費	1 商工費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	2 小学校費
	3 中学校費
	4 社会教育費
	5 保健体育費
歳 出 合 計	

第2表 債務負担行為補正
追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策 資金利子補給金	令和2年度から令和5年度まで	新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補給金交付要綱に定める利子 補給金相当額 (参考) 令和2年度予算計上済額 10,000

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
15 国庫支出金	25,360,229	362,700	25,722,929
2 国庫補助金	17,211,965	362,700	17,574,665
1 総務費国庫補助金	16,031,810	15,500	16,047,310
2 民生費国庫補助金	207,774	203,000	410,774
3 衛生費国庫補助金	33,986	42,825	76,811
6 商工費国庫補助金	40,045	65,000	105,045
8 消防費国庫補助金	6,439	13,000	19,439
9 教育費国庫補助金	42,913	23,375	66,288
20 繰越金	1,975,480	28,475	2,003,955
1 繰越金	1,975,480	28,475	2,003,955
1 繰越金	1,975,480	28,475	2,003,955
21 諸収入	1,876,749	3,625	1,880,374
5 雑入	919,826	3,625	923,451
3 雑入	918,720	3,625	922,345
歳 入 合 計	88,790,200	394,800	89,185,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 財産管理費	15,500	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
3 児童福祉総務費	190,000	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 (10/10)	185,000
		子育て世帯臨時特別給付金給付事務費 (10/10)	5,000
4 児童育成費	5,000	地域子ども・子育て支援事業費 (10/10)	
5 保育費	8,000	保育環境改善等事業費 (10/10)	7,200
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	800
2 予防費	42,825	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 商工振興費	65,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
3 常備消防費	13,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 小学校管理費	12,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
7 中学校管理費	6,500	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
8 社会教育総務費	70	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
9 公民館費	730	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
10 図書館費	600	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
11 社会教育施設費	200	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
12 体育施設費	2,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
13 学校給食費	1,275	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 繰越金	28,475	繰越金	
56 学校給食費	3,625	学校臨時休業対策費補助金	

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	22,038,272	21,000	22,059,272	15,500	5,500
1 総務管理費	20,696,560	21,000	20,717,560	15,500	5,500
5 財産管理費	430,367	21,000	451,367	15,500	5,500
				(内訳) 国庫支出金 15,500	
3 民生費	27,442,788	203,000	27,645,788	203,000	0
2 児童福祉費	9,544,119	203,000	9,747,119	203,000	0
1 児童福祉総務費	319,594	190,000	509,594	190,000	0
				(内訳) 国庫支出金 190,000	
2 児童育成費	4,029,898	5,000	4,034,898	5,000	0
				(内訳) 国庫支出金 5,000	
3 保育費	5,058,671	8,000	5,066,671	8,000	0
				(内訳) 国庫支出金 8,000	
4 衛生費	5,305,744	58,000	5,363,744	42,825	15,175
1 保健衛生費	1,724,458	58,000	1,782,458	42,825	15,175
2 予防費	514,309	58,000	572,309	42,825	15,175
				(内訳) 国庫支出金 42,825	
7 商工費	2,642,879	65,000	2,707,879	65,000	0
1 商工費	2,642,879	65,000	2,707,879	65,000	0
2 商工振興費	1,029,917	65,000	1,094,917	65,000	0

一般会計 歳出 (総務費・民生費・衛生費・商工費)

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
10 需用費	19,800	消耗品費	庁舎管理費 21,000
17 備品購入費	1,200	医療器具	
3 職員手当等	1,000	時間外勤務手当	子育て世帯臨時特別給付金 給付事業費 190,000
10 需用費	1,000	消耗品費 500 印刷製本費 500	
11 役務費	2,200	通信運搬費 1,000 手数料 1,200	
12 委託料	600	電子計算業務委託料 子育て世帯臨時特別給付金システム委託料	
13 使用料及び 賃借料	200	複写機使用料	
19 扶助費	185,000	子育て世帯臨時特別給付金	
18 負担金補助 及び交付金	5,000	補助金 児童環境改善等事業費	児童クラブ活動費 5,000
18 負担金補助 及び交付金	8,000	補助金 児童環境改善等事業費 7,200 私立保育所等副食費 800	地域子ども子育て支援事業 費 8,000
10 需用費	56,000	消耗品費	感染症予防費 58,000
17 備品購入費	2,000	医療器具	

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
				(内訳) 国庫支出金 65,000	
9 消 防 費	3,114,036	13,000	3,127,036	13,000	0
1 消 防 費	3,114,036	13,000	3,127,036	13,000	0
1 常備消防費	1,902,628	13,000	1,915,628	13,000	0
				(内訳) 国庫支出金 13,000	
10 教 育 費	5,322,543	34,800	5,357,343	27,000	7,800
2 小 学 校 費	950,003	16,200	966,203	12,000	4,200
1 小 学 校 管 理 費	889,336	16,200	905,536	12,000	4,200
				(内訳) 国庫支出金 12,000	
3 中 学 校 費	448,596	8,800	457,396	6,500	2,300
1 中 学 校 管 理 費	394,716	8,800	403,516	6,500	2,300
				(内訳) 国庫支出金 6,500	
4 社 会 教 育 費	1,630,384	2,200	1,632,584	1,600	600
1 社 会 教 育 総 務 費	344,410	100	344,510	70	30
				(内訳) 国庫支出金 70	
5 公 民 館 費	569,616	1,000	570,616	730	270
				(内訳) 国庫支出金 730	
6 図 書 館 費	238,757	800	239,557	600	200
				(内訳) 国庫支出金 600	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	65,000	補助金 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給 金 10,000 いまばりエールクーポン事業費 55,000	中小企業金融対策費 10,000 商工振興対策費 55,000
10 需用費	7,700	消耗品費	消防活動費
17 備品購入費	5,300	消防用具	13,000
10 需用費	14,820	消耗品費	学校運営費
17 備品購入費	1,380	医療器具	16,200
10 需用費	8,060	消耗品費	学校運営費
17 備品購入費	740	医療器具	8,800
10 需用費	86	消耗品費	視聴覚ライブラリー運営費
17 備品購入費	14	医療器具	100
10 需用費	577	消耗品費	公民館管理費
17 備品購入費	423	医療器具	1,000
10 需用費	694	消耗品費	図書館管理運営費
17 備品購入費	106	医療器具	800

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 社会教育施設費	328,052	300	328,352	200	100
				(内訳) 国庫支出金 200	
5 保健体育費	1,637,315	7,600	1,644,915	6,900	700
2 体育施設費	512,854	2,700	515,554	2,000	700
				(内訳) 国庫支出金 2,000	
3 学校給食費	948,081	4,900	952,981	4,900	0
				(内訳) 国庫支出金 1,275 諸収入 3,625	
歳 出 合 計	88,790,200	394,800	89,185,000	366,325	28,475

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
10 需用費	234	消耗品費	大三島少年自然の家管理費 300
17 備品購入費	66	医療器具	
10 需用費	1,908	消耗品費	体育施設管理運営費 2,700
17 備品購入費	792	医療器具	
18 負担金補助 及び交付金	4,900	補助金 学校臨時休業対策費	学校給食運営費 4,900

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2,681	960,532	5,685,471	3,977,656	10,623,659	1,911,795	12,535,454	
補 正 前	2,681	960,532	5,685,471	3,976,656	10,622,659	1,911,795	12,534,454	
比 較	0	0	0	1,000	1,000	0	1,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	168,536	1,282	72,970	119,967	15,030	367,857	640
	補 正 前	168,536	1,282	72,970	119,967	15,030	366,857	640
	比 較	0	0	0	0	0	1,000	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	6,651	182,232	1,348,437	764,170	592	845,972	83,320
	補 正 前	6,651	182,232	1,348,437	764,170	592	845,972	83,320
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

ア 会 計 年 度 任 用 職 員 以 外 の 職 員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,245	-	4,627,258	3,635,150	8,262,408	1,556,917	9,819,325	
補 正 前	1,245	-	4,627,258	3,634,150	8,261,408	1,556,917	9,818,325	
比 較	0	-	0	1,000	1,000	0	1,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	168,536	1,282	72,970	95,185	12,930	317,810	600
	補 正 前	168,536	1,282	72,970	95,185	12,930	316,810	600
	比 較	0	0	0	0	0	1,000	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	6,651	182,232	1,084,900	764,170	592	843,972	83,320
	補 正 前	6,651	182,232	1,084,900	764,170	592	843,972	83,320
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,436	960,532	1,058,213	342,506	2,361,251	354,878	2,716,129	
補正前	1,436	960,532	1,058,213	342,506	2,361,251	354,878	2,716,129	
比較	0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿日直手当
		補正後	-	-	-	24,782	2,100	50,047
補正前	-	-	-	24,782	2,100	50,047	40	
比較	-	-	-	0	0	0	0	
内 訳	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	-	-	263,537	-	-	2,000	-
	補正前	-	-	263,537	-	-	2,000	-
	比較	-	-	0	-	-	0	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員 手当	1,000	制度改正に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	1,000	職員構成の変動等に伴う増減分 1,000 時間外勤務手当 1,000

